

<問題 1>

AからCまでのうち、海外のメーカーに該非判定を確認する際、どの国際輸出管理レジームの英文を参考にしたら良いかについて、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦の貿易会社Xは、海外のメーカーYより、輸出令別表第1の15の項に関連する貨物αを購入し、米国で販売する予定である。貨物αは、この場合、ワッセナー・アレンジメント（WA）の規制なので、同サイトにある Very Sensitive List の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- B 本邦の貿易会社Xは、海外のメーカーYより、外為令別表の6の項に関連するソフトウェアαを購入し、米国で販売する予定である。ソフトウェアαは、この場合、ワッセナー・アレンジメント（WA）の規制なので、同サイトにある Category 3 Electronics の英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。
- C 本邦の貿易会社Xは、海外のメーカーYより、輸出令別表第1の4の項に関連する貨物αを購入し、米国で販売する予定である。貨物αは、この場合、NSG（原子力供給国グループ）の規制なので、同サイトにある英文を参考にメーカーYにスペックを確認する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 2>

事前相談手続通達に基づき、本邦にあるメーカーがリスト規制該当貨物をイラクに輸出する場合、輸出許可申請に先立ち相談を希望する際の、正しい相談先を後記1から3までの中から1つ選びなさい。

1. 経済産業省の安全保障貿易審査課
2. 経済産業省の安全保障貿易管理課
3. 経済産業局（通商事務所を含む。）又は沖縄総合事務局の商品輸出担当課

<問題3>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 外為法第48条第1項の「輸出をしようとする者」には、居住者は含まれるが、非居住者は含まれない。
- B 外為法第25条第1項の役務取引許可については、運用通達で規定している役務取引許可基準により行われる。
- C 外為法第6条第1項第六号の「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題4>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(輸出令別表第1の16の項)

	貨物	地域
輸出令別表第1の16の項	関税定率法(明治43年法律第54号)別表第25類から第40類まで、第54類から第59類まで、第63類、第68類から第93類まで又は第95類に該当する貨物(1から15までの項の中欄に掲げるものを除く。)	(A)

- A 輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路は、輸出令別表第1の16の項に該当しない。
- B 輸出令別表第1の16の項に該当する貨物は、貨物等省令で規定されている。
- C 上記表の(A)には、「全地域」が入る。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題5>

包括許可取扱要領の別表3の(10)(表1)について、AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社が、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路をフランスにあるメーカーに輸出する際、「その他の軍事用途」に「用いられる場合」は、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は、失効する。
- B 本邦にある貿易会社が、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路を台湾にあるメーカーに輸出する際、「核兵器等の開発等」に「用いられるおそれがある場合」は、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は、失効する。
- C 本邦にある貿易会社が、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可が適用できる輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路をフランスにあるメーカーに輸出する際、「その他の軍事用途」に「用いられる疑いがある場合」は、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可は、失効する。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題6>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCまでの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当するものとする。

- A 本邦にあるメーカーXは、チェコにあるメーカーYより弁の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該弁を使用して、肥料の製造を行うと連絡を受けている。この肥料の製造がチェコ軍から委託を受けて行われる場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、カンボジアにあるメーカーYより炭素繊維1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該炭素繊維を使用して、航続距離が1キロメートルの農業用の無人航空機の製造を行うと連絡を受けている。この無人航空機の製造がカンボジア軍から委託を受けて行われる場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、ブラジルにあるメーカーYより貯蔵容器の注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該貯蔵容器を使用して、農薬の製造を行うと連絡を受けている。この農薬の製造がブラジル軍から委託を受けて行われる場合、メーカーXは、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく、輸出許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題7>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 少額特例は、輸出令別表第4に掲げる地域を仕向地とする場合、適用できない。
- B 少額特例は、輸出令別表第1の1の項に該当する貨物には適用できない。
- C 少額特例は、輸出令別表第1の14の項に該当する貨物には適用できる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 8>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 外為法等遵守事項には、「子会社及び関連会社の指導」の規定はないが、遵守基準省令には、「子会社及び関連会社の指導」の規定がある。
- B 遵守基準省令で努力規定とされている文書保存は、外為法等遵守事項では義務規定とされている。
- C 遵守基準省令で努力規定とされている監査は、外為法等遵守事項では義務規定とされている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題9>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXが、特定類型①に該当する自社の社員Aに外為令別表の9の項に該当する技術資料 α を提供する場合は、役務取引許可が不要である。
- B 本邦にあるメーカーXが、特定類型②に該当する自社の社員Aに輸出令別表の9の項(7)に該当する暗号装置 α を国内で提供する場合、輸出許可が必要である。なお、社員Aは、暗号装置 α を本邦内で使用する。
- C 本邦にあるメーカーXが、特定類型①に該当する自社の社員Aに外為令別表の7の項に該当する製造技術が含まれている公開特許情報を提供する場合、役務取引許可は不要である。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題10>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までのの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(総価額50万円)について、米国の陸軍の研究所に輸出しようとしたところ、大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することはできない。
- B 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(総価額50万円)について、中国の陸軍の研究所に輸出しようとしたところ、大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することはできない。
- C 本邦にあるメーカーXは、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(総価額50万円)について、オーストラリアの陸軍の研究所に輸出しようとしたところ、通常兵器である短距離ミサイルの製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカーXは、少額特例を適用して輸出することはできない。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題 1 1 >

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

- A 役務通達によれば、「パイロット生産計画」は、「設計」にあたる。
- B 役務通達によれば、「検査」は「使用」にあたる。
- C 役務通達によれば、「試験」は「製造」にあたる。

- 1. 1 個
- 2. 2 個
- 3. 3 個

<問題 1 2>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、輸出令別表第3の2に掲げる地域を経由する場合、適用できない。
- B 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地とする場合、適用できない。
- C 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、輸出令別表第4に掲げる地域を経由する場合、適用できない。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 13>

(A) にあてはまる正しいものを後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

無償告示第一号 5 に規定する「通関手帳により輸出するもの」とは、A T A 条約に基づき外国の通関手帳発給団体により発給された通関手帳により輸出するものをいう。」と規定しているのは、(A) である。

1. 役務通達
2. 運用通達
3. 税関における包括許可の確認方法について

<問題 14>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、中国にあるメーカーY向けに外為令別表の2の項に該当するプログラムαを提供する予定である。この場合、役務取引許可を取得するのは時間がかかるため、メーカーYと事前に相談し、当該プログラムαを日本時間の午前1時にメーカーXの不特定多数に公開されているホームページにアップロードした。メーカーXは、メーカーYが当該プログラムαをダウンロードしたことを電話で確認し、すぐにホームページから削除した。この場合、プログラムαは、不特定多数に公開されているホームページに公開されていたので、「公知の技術」にあたるため、メーカーXは、役務取引許可は不要である。
- B 本邦にある大学のX教授は、フランスにあるメーカーYと原子力発電所で使用するためのロボットの共同開発を行っている。X教授は、当該ロボットの動きを制御する機構の設計図面（外為令別表の2の項に該当）を電子メールで、来週、メーカーYに送る。この場合、「基礎科学分野の研究活動」にあたるので、役務取引許可は不要である。なお、当該ロボットは、1年後に発売される予定である。
- C 本邦にあるメーカーXは、外為令別表の9の項に該当技術を含む市販の科学雑誌を台湾のメーカーYに提供する。この場合、役務取引許可は不要である。

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題 15>

AからCまでのうち、許可の申請先が経済産業省の安全保障貿易審査課となっているものはいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 一般包括許可申請
- B 特別一般包括申請
- C 特定包括許可申請

1. 1個

2. 2個

3. 3個

<問題 16>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、少額特例を適用して、中国向けに貨物αを輸出した。この場合、貨物αの輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。
- B 本邦にあるメーカーXは、取得している特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、米国向けに貨物αを輸出した。貨物αが告示貨物にあたる場合、貨物αの輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも5年間保存する必要がある。
- C 本邦にあるメーカーXは、シンガポールにあるメーカーYに貨物α（輸出令別表第1の16の項該当）を注文したところ、貨物β（輸出令別表第1の1の項には該当しないが、2の項に該当すると思われるレーザー）が誤って送られてきた。メーカーXが、貨物βをメーカーYに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可による返送に係る輸出をした場合、貨物βの輸出関連書類等は、輸出時から少なくとも7年間保存する必要がある。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題17>

遵守基準省令第1条第二号ニについて、(A)及び(B)にあてはまる正しい組み合わせを後記1から3までの中から1つ選びなさい。

ニ 取引によって提供し、又は輸出をしようとする特定重要貨物等の用途（当該取引の相手方が提供を受け、又は当該特定重要貨物等の輸入者が輸入した当該特定重要貨物等を別の者に提供することをその用途とする場合には、当該別の者の用途を含む。以下同じ。）及び需要者等（技術取引の相手方若しくは技術を利用する者若しくは貨物の輸入者若しくは需要者又はこれらの代理人をいう。以下同じ。）を確認する手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者等の確認を行うこと。また、特定重要貨物等の用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認の適正な実施に当たり必要となる情報を、技術を利用する者又は貨物の（A）から入手する場合には、当該情報の（B）を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び技術を利用する者又は貨物の需要者の確認を行うこと。

1. (A) 需要者 (B) 信頼性
2. (A) 輸入者 (B) 必要性
3. (A) 需要者以外の者 (B) 信頼性

<問題 18>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのインドネシア支店は、輸出令別表第1の16の項に該当する測定装置5台をシンガポールにあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該測定装置は、航続距離300キロメートル以上で、貨物運搬用の無人航空機の製造に用いると連絡を受けている。なお、当該測定装置は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請が必要である。
- B 本邦にある貿易会社Xのインドネシア現地法人は、輸出令別表第1の16の項に該当する測定装置5台をシンガポールにあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該測定装置は、航続距離300キロメートル以上で、貨物運搬用の無人航空機の製造に用いると連絡を受けている。なお、当該測定装置は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xのインドネシア支店は、輸出令別表第1の1の項に該当する光検出器5台を米国にあるメーカーYより購入し、サウジアラビアにあるメーカーZに売却する予定である。メーカーZより当該光検出器は、軍用の暗視カメラの製造に用いると連絡を受けている。なお、当該光検出器は、メーカーYからメーカーZに直接輸出される。この場合、貿易会社Xは、仲介貿易取引許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題19>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 外為法第25条第1項の「取引」とは、有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくものをいう。本邦にある大学の研究者が、米国にある大学の研究者に無償でスーパーコンピュータの操作方法について技術指導する場合、この「取引」にあたる。
- B 外為法第25条第1項中の「政令」は、外国為替令のことであり、外為法第25条第4項中の「政令」は、輸出貿易管理令のことである。
- C 外国為替令別表の「技術」とは、貨物の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいう。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題20>

AからCの貨物を無許可輸出した場合、外為法第69条の6第2項第二号が適用されるものは、いくつあるか後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令別表第1の1の項(11)に該当する軍用ヘルメット
- B 輸出令別表第1の2の項(12)に該当するNC工作機械
- C 輸出令別表第1の6の項(2)に該当するNC工作機械

1. 1個

2. 2個

3. 3個

(参照条文)輸出貿易管理令第14条

第14条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

<問題 2 1 >

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

輸出令別表第1の1の項及び外為令別表の1の項は政令の規定のみで、対応する貨物等省令の規定はない。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 2 2>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

輸出令別表第1の6の項（1）に該当する軸受であっても、「医療用に設計された装置に組み込まれたもの」は、輸出令別表第1の6の項に該当しない。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

米国輸出管理規則（EAR）において、規制品目分類番号(ECCN)の2桁目の英記号は品目の形態を表しており、「A」の場合は、装置・アセンブリ等を表し、「C」の場合は、材料を表す。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

米国にある大学の博士課程における基礎研究の過程で得られた技術であって、公表され、科学コミュニティで共有される技術は、輸出管理規則（EAR）の規制対象となる。

1. 正しい。

2. 誤っている。

<問題 25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

許可例外 LVS は、D:1 国群である中国向けの輸出にも適用できる。

1. 正しい。

2. 誤っている。

2023年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第18回)

(STC Advanced)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
核兵器等開発等省令	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
核兵器等開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
通常兵器開発等告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
提出書類通達	輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について
事前相談手続通達	特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ）
キャッチオール規制通達（補完規制通達）	大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について
仲介貿易運用通達	外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について
包括許可要領	包括許可取扱要領

特定手続等運用通達	電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物
特定類型	役務通達1（3）サで規定されている①から③までに掲げる者
輸出令別表第3（グループA）	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
輸出令別表第3の2	アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン
輸出令別表第4	イラン、イラク、北朝鮮
リスト規制該当貨物（技術）	輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までの項に該当する貨物（技術）をいう。